

傍聴要領

古賀市文化芸術審議会

1 傍聴の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、当日会場で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、会議の開会予告時間の15分前から開始し、開会予告時刻5分前に締め切ります。
- (3) 傍聴者の受付は先着順とし、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3号の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 傍聴人は、定められた場所以外の場所において傍聴してはならない。
- (2) 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者、その他会長が会場の秩序を保持するために支障があると認めた者は、入場することができない。
- (3) 会長は、会議場の整理上必要があると認めるときは、傍聴人の人数を制限することができる。
- (4) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対して拍手その他の方により公然と可否を表明してはならない。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしてはならない。
- (6) 会場において、会長の許可無く写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしてはならない。
- (8) 傍聴人は、会長の指示に従わなければならぬ。
- (9) 会長は、その指示に従わない傍聴人に退場を命ずることができる。